(遞信省認可)　(本號四面)　明治二十一年十二月廿六日　(定價二錢)

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千百五十號
明治廿一年十二月廿六日水曜日
(辛未)
(西曆一千八百八十八年)
月出入　日出入
東京　午前六時五十一分　午後四時三十三分
横浜　午前六時四十分　午後四時二十八分

時事新報

學校論

本月二十一日の時事新報に今回政府よて經費取調委員を命じたる事に付き其擧を賛成し取調とあれば之を取調べて節減法を施すみとおらん政費の事に付ては兼て世論もあるみどなれば或は明後年國會開設の時に當り議員等よ樣々の說もあらん例へば文部省又は其外の政費よ付て云々と述べたらんには隨分天下の人心を感せしむるものもあらんとて我輩の想像を記したりしが同日の日附を以て箕作佳吉氏より時事新報の記者に當てて左の來書あり

大學校の目的は單に生徒を敎育する而已よあらず

十二月廿一日の時事新報よ掲載せる各廳經費の取調と題せる論說中よ左の如き語あり

況んや學校費の如き數の最も明なるものにして事の損益利害を見るみと最も易く本來學校の目的は唯生徒を敎るのみにして一年の校費を生徒の數に割付け又ろの卒業生の數よ割付るときは每一人に付き費す所の金員は誠よ明瞭よして此敎育の代價は安きものか高きものか日本國民は果して斯る直接の敎育を買ふて之に安んず可きや否や

是は他日國會開設の後文部省經費を該省の事務費何十萬學校費何十萬として同議會に提出しさる時右の如き議員を起す議員もあらんと記者足下の想像したる者あれば強ち記者足下の信する所として見る可きよもあらずと雖も其語氣より察するも學校の經費を生徒の數に割付け云々は記者足下の持論なるが如し是は普通敎育を與ふる學校に就きて云ふ時は格別異論もなかるべしと雖も文部省直轄の學校一體に就き論せしむれば其學校中の重なるもの即ち帝國大學をも意味するもの〻如く考ふる人もあるへく或は已に實際時事新報記者足下が左樣考へ居るやも知る可らず若し左樣ある事あれば我邦敎育上容易おらざる事にして實に余は遺憾とせざるを得ず

抑大學校の目的は生徒を敎育するの外に之と並立する今一個の一大目的あり即ち我々の智識の境界を廣ひると是おり語を換へて之を云へば大學校は新き知識を造り出すを務むべきものなり是は聊高等敎育に就き研究したる者は皆同意する所おり若し學者の一群ありて專ら學術の研究に從事し新しき發明を爲すよ汲々すとせんよは此學者の群を稱して大學校と云ふも可おり英國のケンブリッヂ及びオキスフォルドの兩大學校は則ち此の如き學者の體に附したる名おり然るに若し一大學校ありて單に生徒を敎育するとにのみ從事すとせんには其大學校は既よ死物なり其程度も數年ならずして甚しき低度となり人の嘲笑を受くるに至るべし米國西部の諸州に此の如き有名無實の大學校と稱するもの多きは人の知る所おり

我帝國大學は多年政府の奬勵保護を受け漸々と具の大學校の位置に進まんとし近年に至りては研究の結果も漸々現出するを以て歐米各國よても我東洋よ一の學術世界あるを知るよ至れり然れども既よ得たる結果を將來爲す可き事業と比するときは實に萬分の一にも足らざるなり抑我邦は東洋の一隅にありて古來歐米と交通せずして一種の文明を養成したり此文明の歷史を研究するは人間知識の爲め非常に肝要なるとよして我邦の法律家歷史家人類學者が明にすべき所おり又我國には我邦國有の病氣あり又同じ病氣にして外國と我邦とにて趣を異にする者あり此等の研究を力めんとは我々日本人の最も望む所おり又地震の如きは我邦の如く其研究に便なる所はあるべからず而して地震の性質を知るは我々の安危に最も親密おる關係あり又地理學上地質學上動物學上植物學上等に於て我邦よ固有おる事物多ければ若し此等を研究するに於ては世界の爲め我邦の爲め益すると多かるべし其他一切の學術上我邦に於て特よ研究すべきとは各學專門家よ問ふ時は嗤其多きよ驚くの外なかるべし

我邦よ於て學術上研究すべき事柄は此の如く多し而して此研究の任に當る者は我大學にあらずして誰ぞや現に我大學は此任よ當らんと務むるものゝ如し然れども此等の研究よは書籍なるべからず器械あるべからず標本おかるべからず然らば隨分金を要すと明瞭なり故に余は謂ふ大學校の經費を生徒の數に割付けて生徒一人の敎育費を計算せんとするは誤れるの甚しきものおりと是故に「學校費の如きは類の最も明なるものよして事の損益利害を見ると最も易し」の語は大學校よ當つる時は一を知りて二を知らざる語と云はざるを得ざるべし足下以て如何とかする

十二月廿一日　箕作佳吉

時事新報記者足下

來書中の意味は表題の如く大學校の目的は單に生徒を敎るのみよ非ずと辨論したるものにして此義は我輩よ於ても異議あるとなし大學校の目的は必ずしも生徒を敎ふるのみにあらずして新しき知識を造り出すよ在り例へば爰よ一群の學者あり專ら學術を研究して新發明に汲々たらんには此學者の群を稱して大學校と云ふも可おりとは至極同意よして既に本年五月二十六日の時事新報にも公共の敎育と題しさる一編よ

（前略）又學問の極めて高尙よして費用を要するみと割合よ大おるものは人民の私よ能くせざる所おれば共規模を簡單よして之を政府の手に任せざる可からず何れも文部の事にして又或は敎育全體の方向を示す爲めには學者の集合もなくる可からず是等も多少政府よ關係するとにして我國今日の事態に於ては尙臨時特別の處置を要するもの寡からずと云々

とあり右の文中學問の極めて高尙とは即ち箕作氏の云はる〻一群の學者ゲ新知識を造るが爲めよ汲々するの類おり是れは固より一國よ必要欠く可らざる所おれば或は今日の事態に於ては政府の手に歸して然る可き事情もあらん又或は國中有志有資の人の私に企る時節到來もあらん兎に角に國の爲めに最高等の學術研究を要するは飽くまでも異議おしと雖も行政の政府が生徒を敎育せんとて學校を開き幾百幾千の少年を集めて之が爲めに國庫の金を費し國民の負擔よ歸するが如きは我輩の感服せざる所なり故よ去る二十一日の新報中に記したる學校の文字が帝國大學を意味する歟せざる歟の篇は稱き大學にても中學にても無數の生徒を集めて尋常一樣大學中學の敎育を授る部分の經費は之を愛しまざるを得ず既に之を愛しむときは其敎育の代價の高きか安きかを論ずるも自然の勢なる可し唯その漠然學校と記したるは未だ開きもせざる國會議場を想像して議員が斯くも云ふおらんと其論勢を空中に畫きたるまでのみとなりいよ〻官公立學校の得失を國の經濟上に論ずる場合には我輩自から細論おきに非ず他日敎を乞ふ所ある可し

官報

勅令

第九十號
明治十六年度歲計決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名御璽
明治廿一年十二月廿四日
內閣總理大臣伯爵黑田清隆
大藏大臣伯爵松方正義

第一款　租稅　金六千七百六十五萬九千七百六十二圓七十六錢九厘
第一項　海關稅　金二百六十八萬千三百十一圓十錢八厘
第二項　地租　金四千三百五十一萬七千六百四十八圓一厘
第三項　鑛山稅　金一萬四千八百十六圓二十五錢五厘
第四項　北海道物產稅　金五十五萬九千百九十四圓五十五錢八厘
第五項　酒造稅　金千三百四十九萬七百三十四圓四十六錢
第六項　醬麹營業稅　金三萬二千百圓
第七項　烟草稅　金一百十二萬四千二百十一圓二錢二厘
第八項　證劵印紙諸稅　金六十七萬千百七十九圓六十一錢五厘
第九項　郵便稅　金六百三十七萬三千四百六十六圓九十七錢六厘
第十項　訴訟罫紙諸稅　金十三萬千五百七十四圓四十九錢三厘
第十一項　訴訟用印紙料　金二萬三百八十二圓二錢一厘
第十二項　代言免許料　金二十一萬三百圓
第十三項　船稅　金九錢四十六厘
第十四項　車稅　金二萬八千四十圓十五錢八厘
第十五項　會社稅　金四十四萬二千八百八十八圓二十五錢
第十六項　銃獵稅　金八萬二百八十四圓八十二錢
第十七項　牛馬賣買免許稅　金四十萬九千四百四十一圓二十八錢
第十八項　賣藥稅　金千六百六十五圓三十八錢
第十九項　度量衡稅　金四千三百七十九圓二十八錢
第二十項　版權免許料　金二萬三千六十圓三十二錢
第廿一項　海外旅劵其他免許手數料　金九厘
第廿二項　舊稅追納　金八錢四厘
第二款　作業益金　金百五十七萬四千六百四十五圓三十九錢八千百五十五錢八厘
第一項　大藏省造幣　金四萬八百二十八圓七十錢
第二項　海軍省造船　金六千三百六十九圓六十錢
第三項　海軍省石炭　金八錢四厘
第四項　農商務省鑛山　金二千六百二十四圓十一錢一厘
第五項　農商務省製作　金一千六百十六圓六十八錢六厘
第六項　工部省鑛山　金九萬六千五百五十一圓九十五錢七厘
第七項　工部省鐵道　金七萬三千七百七十七圓六十三錢三厘
第八項　工部省電信　金八十六錢四厘
第九項　工部省造船　金一萬五千九百七十二圓二錢一厘
第十項　工部省工作　金千百五十四錢
第十一項　工部省採油　金六百圓
第十二項　廣嶋縣鑛山　金九百十一圓廿三錢七厘
第三款　減價繰入　金五百六十五萬八千三百二圓五十三錢二厘
第四款　雜收入　金五十三萬二千九百七十七圓十一錢六厘
第一項　森林收入　金十萬四十一圓四十九錢六厘
第二項　官有物貸下料　金七萬六千五百二十八圓五厘
第三項　開市港場官地貸下料　金四萬五千二百四十七圓十五錢五厘
第四項　雜入

經常歲入合計七圓四十四錢
臨時歲入
第一款　二遞郵便
第一項　諸貸出
第二項　官方及各貸金
第三項　石高貸
第二款　雜收入
第一項　官有物
第二項　雜
第三款　補塡繰入
臨時歲入合計一厘
歲入總計金八千錢二厘
歲出
經常歲出
第一款　國債償還
第一項　內國債
第二項　外國債
第三項　紙幣消
第二款　國債利子並雜費
第一項　內國債
第二項　內國債
第三項　外國債
第四項　外國債
第三款　帝室費
第四款　年金恩給諸祿
第一項　賞勳年
第二項　軍人恩
第三項　社寺
第四項　西南從一時賜
第五項　沖繩縣
第五款　官省院局
第一項　太政
第二項　外務
第三項　內務
第四項　大藏
第五項　陸軍
第六項　海軍
第七項　文部
第八項　農商務
第九項　工部
第十項　司法
第十一項　元老
第十二項　在公使
第十三項　主稅
第十四項　租稅
第十五項　關稅
第十六項　驛遞
第十七項　北海道業管理